

2022 年度 「清瀬市新エネルギー機器等設置補助金」 交付申込のご案内

◎先着順での受付となります。ご注意ください。

●申込期間 2022年4月1日（金）～2023年3月31日（金）

※ 申込期間内であっても、予算残額が無くなり次第、受付を終了します。

事前に予算残額をホームページ等でご確認ください。

※ 交付決定後にお送りする「交付請求書」の提出期限は2023年4月14日（金）です。

●補助対象機器

太陽光発電システム 1kWあたり3万円（上限10万円）

家庭用燃料電池（エネファーム） 5万円

蓄電池 5万円

※複数の種類の機器を同時に設置した場合、それぞれを合わせた金額の申込ができます。

※詳細は、「清瀬市新エネルギー機器等設置補助金交付要綱」の別表を参照ください。

機器設置日とは

機 器	機 器 設 置 日
太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	機器保証書の <u>保証が開始された日</u> 。
家庭用燃料電池（エネファーム）	東京ガスの「安心フルサポート証」の「 <u>設備お引渡し日</u> 」。
蓄 電 池	機器保証書の <u>保証が開始された日</u> 。

◎機器設置日から起算して1年以内の機器が補助対象機器となります。

補助対象者

次のいずれにも該当する者。

- 市内の住宅所在地に住民登録し、実際に居住している者。
- 申込時に納期が到来している前年度の住民税を完納している者、または非課税の決定を受けている者。
- 市内の住宅に新たに補助対象機器等を設置した者、または新たに補助対象機器等が設置された住宅を購入し、居住している者。

補助対象機器の要件

補助対象機器	要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全研究所(JET)による太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を有する機器と市長が認めるもの。 公称最大出力が10キロワット未満のもの。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	住宅用途として使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、発電能力が0.5キロワット以上であるもの。
蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」において登録しているもの、または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもので、太陽光発電システムと併用しているもの。

※中古品を設置した場合は補助の対象になりません。


申込方法と注意事項

- ✚ 市役所 本庁舎 3 階 環境課 環境衛生係 の窓口で申込してください。書類に不備、不足があると受付できませんので、ご注意ください。なお、郵送による申込は不可です。
- ✚ 申込期間内の土日祝日等、閉庁日は受付できません。
- ✚ 消えるボールペンは使用しないでください。
- ✚ 補助金の申込は、同一の住宅又は対象者に対して1回限りとなります。
- ✚ 補助金の交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める場合があります。

ご協力をお願い

- ✚ 機器設置状況の確認の際、敷地内への立入りをさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。ご在宅の必要はありません。

添付書類チェックリスト

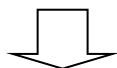
チェック	添 付 書 類	
<input type="checkbox"/>	補助金交付申込書（様式第1号）	清瀬市役所 3階 環境課 環境衛生係 窓口にて配布。 または、ホームページよりダウンロード可。記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	機器設置日が確認できる書類のコピー	●太陽光発電システム 機器の保証書：保証が開始された日が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>		●家庭用燃料電池(エネファーム) 東京ガスの「安心フルサポート証」：設備お引渡し日が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>		●蓄電池 機器の保証書：保証が開始された日が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書又は売買契約書のコピー	設置機器の請負契約であることが記載されているもの。売買契約書の場合、設置機器が契約に含まれていることが確認できること。
<input type="checkbox"/>	設置設備の費用明細(内訳書)のコピー	設置機器の支払いに対する明細(内訳)が明記されているもの。
<input type="checkbox"/>	設置機器の領収書のコピー	設置機器の名称、金額が明記されているもの。
<input type="checkbox"/>	設置機器の設置後の状況を確認できる写真	●太陽光発電システム ①建物外観 ②モジュール ③パワーコンディショナ 
<input type="checkbox"/>		●家庭用燃料電池(エネファーム) ①建物外観 ②燃料電池 ③貯湯ユニット 
<input type="checkbox"/>		●蓄電池 ①建物外観 ②蓄電池 
<input type="checkbox"/>	設置機器のカタログ(コピー可)	
<input type="checkbox"/>	申込者の住民票の写し(コピー不可)	個人番号(マイナンバー)の記載が無く、発行後3カ月以内のもの。 注：住民票の写しとは、自治体から発行された原本を指します。
<input type="checkbox"/>	申込者の令和3年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書(コピー不可)	納税が確認できる証明書。 <u>課税証明書ではありません。</u> (令和3年1月1日時点で住民登録されている自治体で発行されます)
<input type="checkbox"/>	機器を設置した住宅の案内図	現地調査をするので家の位置が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	手続代行選任届(様式第2号)	代理人が申込手続きをする場合のみ、必要となります。
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	上記の添付書類で審査が出来ない場合、追加で求めることがあります。

◇◇手続きの流れ◇◇

申込者

市役所

●設置及び支払完了



●市役所窓口へ申込

別紙申込書（様式第1号）及び添付書類に必要事項を記入し、直接市役所 本庁舎 3階 環境課 環境衛生係 の窓口までお持ちください。

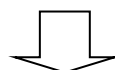
申込期間：2022年4月1日（金）

～2023年3月31日（金）

※郵送による申込は不可です。ご注意ください。

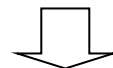
●受付

提出された順に書類を受付けます。
書類に不備・不足があると受付出来ませんので、ご注意ください。



●書類審査・設置機器状況の確認

設置機器の状況を確認の際、敷地内への立入りをさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。
ご在宅の必要はありません。



●交付又は不交付決定

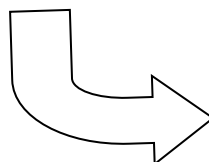
審査後、交付又は不交付決定通知書及び交付請求に必要な書類を申込者に郵送します。



●交付請求書の提出

必要事項を記入し、速やかに直接窓口までお持ちください。

※交付請求書の提出期限は2023年4月14日（金）です。提出が遅れた場合、補助金の振込みが出来ない場合がありますのでご注意ください。



●補助金振り込み

交付請求書の受理後、指定口座へ振込みます。
※市に交付請求書を提出後1カ月前後での振込みとなります。通帳等で入金をご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

【受付窓口・問合せ先】 清瀬市 市民環境部 環境課 環境衛生係
住所：清瀬市中里 5-842 本庁舎 3階
電話：042-497-2099（直通）